

■安全装置等導入促進助成

趣 旨 事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、後方視野確認や左折巻き込み防止対策を支援するカメラ、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器など安全に資する装置の導入促進を図る。

【助成金額等について】

助成対象装置		助成金額	助成台数
後方視野確認支援装置		25, 000 円／台	あわせて 10 台まで ※保有車両数 が 50 台以上 (4 月 1 日時 点) の場合は 20 台まで
側方視野確認支援装置			
アルコール検知器	呼気吹込み式アルコール インターロック装置		
	IT 点呼時に使用する 携帯型アルコール検知器		
側方衝突監視警報装置		取得価格の 1/2 (100, 000 円) /台	1 台
トルク・レンチ		取得価格の 1/2 (30, 000 円) ／台	1 台

※国が実施する補助金との併用は不可となります。また、香ト協以外から補助金を受ける場合は助成金額が変更となる場合があるため事前に香ト協へご連絡ください。

※「割賦販売契約」での導入は助成対象外となります。

※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含みます。

なお、取付工賃や消費税は含みません。

※助成金額が取得価格を上回る場合は、取得価格までとなります。

(百円未満切り捨て)

対象機器 新規購入した機器かつ、別表記載の機器に限ります。

※側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置は車両総重量 7.5t 以上の事業用トラックの左側に装着した場合に限ります。

なお側方衝突監視警報装置をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 t 以上のものとする。

※トルク・レンチは「600N・m」以上の締め付け能力を有するものとし、型式等の特定は行わない。(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型員迫トレンチを含む)

対象期間	一次締	令和7年2月1日(土)～令和7年9月30日(火) までに導入及び支払いを完了した機器が対象となります。	
	二次締	令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土) までに導入及び支払いを完了した機器が対象となります。	
申請期間	一次締	令和7年6月10日(火)～令和7年12月5日(金)香ト協必着	
	二次締	令和7年10月1日(水)～令和8年2月6日(金)香ト協必着	
申請書類	安全装置等導入促進助成金交付申請書（兼請求書）		様式1
	安全装置等装着証明書		様式2-1
	後方・側方視野確認支援装置装着証明書	(様式2-2 ～ 2-6)	
	※メーカー別の下記専用書類がある場合はそちらを使用するようお願いいたします。(この場合様式2-1は必要ありません。)		
	(クラリオン製)	(様式2-2)	
	(三菱電機製)	(様式2-3)	
	(市光工業製)	(様式2-4)	
	(C B C製)	(様式2-5)	
	(日野自動車製)	(様式2-6)	
	装置取付が確認できる写真		様式3
	※側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置のみ		
	誓約書		様式4
添付書類	機器を装着した車両の自動車検査証記録事項（写）		
	購入：請求書（写）、領収書（写）		
	※機器を装着してある車両の領収書でも可		
	リース：リース契約書（写）、借受書（写）		
注意事項	※登録車両情報（車台番号など）の明記があるもの		
	I T点呼時に使用する「携帯型アルコール検知器」導入による申請の場合は、次の書類を併せてご提出ください。		
	・「Gマーク認定証」（有効期間内のもの）の写し		
	・「I T点呼に係る報告書」の写し		
	※香川運輸支局にて受付された書類）		
	トルク・レンチ導入による申請の場合は、次の書類を併せてご提出ください。		
	・「600N・m」以上の締め付け能力を有することを確認できるカタログ等		
	※確認できない場合は、当該トルク・レンチ販売会社に「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨、領収書に付記したもの）		